「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の 結果について

1 調査の概要

(1)調査目的

藤沢市における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送る事ができるようにする。

また、各学校において教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組を進めるための契機とする。

- (2) 調査主体 神奈川県教育委員会
- (3) 実施主体 藤沢市教育委員会
- (4) 調査内容 平成24年度の部活動及び 学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

ア 教職員向け調査

- (ア)調査期間 平成25年2月14日~2月28日
- (イ)調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・教諭・ 養護教諭・ 臨時的任用職員・非常勤講師・サポート講師・ 部活動外部指導者 約1,800人
- (ウ)調査方法 自分の行った体罰や、他の教職員等の体罰について教職員用調査用紙に記入し校長に提出する。校長は、その内容について調査し、市教育委員会に報告する。

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

- (ア) 調査期間 平成25年2月22日(金)~3月28日(木)
- (イ)調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者 *調査対象数は調査時における最新(2012年9月1日現在)の在籍者数と した。

小学校 35校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計(人)
	3,700	3,877	3,896	3,824	3,820	3,865	22,982
中学校 19校	1年	2年	3年	//			
	3,456	3,439	3,479				10,374
特別支援学校 1校	小学部	中学部	高等部				
	49	29	22				100
合 計							33,456

(ウ) 調査方法 学校を通して、全児童生徒に質問用紙、回答用紙、保護者向け 説明資料を配付し、回答用紙を直接、教育指導課宛郵送又は教 頭に手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課宛送付する。

(5) 回答数

ア 教職員向け調査

校 種	教職員から の申し出
小学校	4
中学校	2
特別支援学校	0
合 計	6

イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

校種	回答数(通)	回収率(%)	体罰について記 載があったもの	体罰について記 載がなかったもの
小学校	2,428	10.7	704	1,724
中学校	641	6.2	236	405
特別支援学校	11	11.0	4	7
合計	3,080	9.2	944	2,136

(6) 回答の内容

ア 体罰について記載のあったものの中から、イに該当するものを除いて、学校 長に調査を依頼

校 種	体罰について記載 があったもの(通) A	保護者の意見 のみ記載があった もの(通) B	体罰を「受けた」「見 た」と回答したもの (件) A-B	調査を依頼 した件数(件)	調査した 教職員数 (人)
小学校	704	613	91	76	53
中学校	236	169	67	68	30
特別支援学校	4	4	0	0	0
合 計	944	786	158	144	83

- ※ 神奈川県教育委員会への報告には含めないが、体罰と認められた場合は、平成24年度以前のものについても調査を依頼した。
- ※ 「机を蹴る」等の不適切な指導や、「死ね」「殺す」という言葉の暴力については調査を依頼した。

- イ 調査の依頼から除外したもの
 - (ア) 文部科学省の「体罰について」に基づいて、体罰とは判断されないもの (具体例):注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動 させようとし、本人が動かなかった場合に引きずる。

: 教職員の言葉の暴力

(イ) 事実が特定できないもの

(具体例): 学年、体罰が行われた場面、教職員名等が記載されておらず、 特定できない

(ウ) 危険を回避するための力の行使であると判断されたもの

(具体例):生徒が教員に対して、手足を出す中で、教員の足が当たった。

:発達障がいを持つ児童が、母親が帰ってしまい、パニックになり、頭を壁にぶつける自傷行為をしたため、無理に壁から引き離した。

- (エ) 既に神奈川県教育委員会が処分している案件
- 2 調査結果について
- (1) 神奈川県教育委員会に報告
 - ア 継続的に行っていたもの
 - イ 行為の程度が甚だしく、児童生徒への影響が大きいもの

ア、イに該当した事案

小学校 3件

中学校 3件

(具体例) 小学校:教科の指導や児童指導の中でたたく等

中学校:運動部活動の指導中に蹴る、ボールをぶつける等

生徒指導中にたたく、蹴る等

- (2) その他
 - ア 市教育委員会が独自に指導する指導
 - (1) のア、イに該当しないが、言葉の暴力、机・椅子を蹴る等不適切な指導・行き過ぎた指導と認められたもの

小学校 2件

中学校 5件

イ 校長による継続的な指導

今回の調査では体罰と判断しないものの、今後、体罰に発展する可能性があるもの

小学校 2件

中学校 8件

3 調査から見えてきたこと

(1) 小学校

- ア 体罰を「受けた」(34件)より「見た」(74件)が圧倒的に多い。状況を 客観的に判断できないことも考えられるが、年少の児童にとっては、「つか む」「立って叱る」等を体罰と見ている傾向が見られた。
- イ ベテランの教員がスキンシップのつもりで軽くたたく等の行為がある。時代 の変化によって、誤解を招くような行為がある。
- ウ 若い教員には、注意をしても聞かない児童に対して、「つかんで座らせる」「強 く引っ張る」などの行為があった。落ち着きのない児童の指導に行き詰まっ ていることが窺われる。
- エ 体罰とはいえないが、「大声で叱る」「机・椅子を蹴る」など、児童に恐怖心 を与えるような不適切な指導が報告されている。
- オ 言葉の暴力に関する回答があった。

(2) 中学校

- ア 運動部活動における、いわゆる、「気合を入れる」ための行為や言葉の暴力 に関する回答があった。
- イ 授業や生徒指導の場面でも言葉の暴力に関する回答があった。
- ウ 担任・教科担任によるものでは、指導している生徒の態度が悪いという理由 によるものがあった。
- 4 体罰の根絶に向けての市教育委員会としての方針
- (1) 市教育委員会と学校との連携を密にし、子どもたち一人ひとりを大切にする教育を進め、体罰の未然防止の取り組みを図る
 - ア 教職員の経験年数により、児童生徒の指導について、異なる課題があり、 校内研究等を通してお互いの指導方法を学ぶ研究の場を作る。

(拡充)

- イ 体罰によらない指導方法についての研修や、対応の難しい児童生徒に対して、 児童生徒理解を基本とした指導について、外部講師等を招いて研修を行う。 (拡充)
- ウ 教職員向けに体罰及び言葉の暴力の根絶に向けた啓発リーフレットを作成・配付し、校内研修の場で生かすよう指導する。(新規)
- (2) 中学校運動部活動における指導を見直し、生徒が主体的に取り組む部活動の推進を図る
 - ア 中学校体育連盟と連携し、部活動における指導のあり方について話し合いの 場を設け、指導法についての改善を図る。(新規)
 - イ 中学校体育連盟専門部会に指導主事が参加し、体罰禁止の徹底と力に拠らない指導のあり方に関する講話を行う。(新規)

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。

体罰について

- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・たいならの姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 値々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記 (1) のはよびようけん きなくかんてき こうりょ はんだん な言動により判断されるのではなく、上記 (1) のまじょうけん きなくかんてき こうりょ はんだん さきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくもゆうけいりょく こうし かっぱい かっこうきょういくほうじょう ちょうかいこうい 有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切 音ょよう 許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮 のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に はいりょく でしてい げんどない ちょうかい アー定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月 22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、文は 食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力で為に対して、動う資等が防衛のためにやむを着ずした有形力の行使は、もとより教育を上の措置たる懲戒であるとして行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、首前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上文は民事上の責めを表が、免れうる。